

岩手県告示第99号

平成31年1月18日付け岩手県報第11855号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成31年岩手県告示第44号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 大船渡市猪川町字久名畑54の3
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 植村武子、新沼貴美代
- 2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所